

9. 利用料金

- (1) 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割若しくは2、3割をお支払いいただきます。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とします。利用料金の概要は以下の表を参照下さい。

【介護サービス費料金表（日額）】

サービス区分	給付単位	料 金	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援 2	745 単位	7,785 円	778 円	1,557 円	2,335 円	
要介護 1	749 単位	7,827 円	782 円	1,565 円	2,348 円	
要介護 2	784 単位	8,192 円	819 円	1,638 円	2,457 円	
要介護 3	808 単位	8,443 円	844 円	1,688 円	2,533 円	
要介護 4	824 単位	8,610 円	861 円	1,722 円	2,583 円	
要介護 5	840 単位	8,778 円	877 円	1,755 円	2,633 円	
夜間支援体制加算	25 単位	261 円	27 円	53 円	79 円	
医療連携体制加算 I	39 単位	407 円	41 円	82 円	123 円	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,254 円	126 円	251 円	377 円	
初期加算	30 単位	313 円	32 円	63 円	94 円	
退所時相談援助加算	400 単位	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	
看取り介護加算	死亡以前 4~30 日	144 単位	1,504 円	151 円	301 円	452 円
	死亡前日及び前々日	680 単位	7,106 円	711 円	1,422 円	2,132 円
	死亡日	1280 単位	13,376 円	1,338 円	2,676 円	3,840 円
処遇改善加算 I	総単位数×0.111					
特定処遇改善加算 II	総単位数×0.023					

- (2) 各種加算の内容は以下のとおりです。

夜間支援体制加算	夜間の時間帯に介護職員及び宿直者の合計数が、月を通して3名以上配置した場合に算定させていただきます。
医療連携体制加算 I	医療機関との連携により看護師を配置し、24時間連絡のとれる体制を確保し、事業所の重度化対応指針の内容にご同意頂けた場合に算定させていただきます。
若年性認知症利用者受入加算	医師により、若年性認知症と診断を受けた方に対し、個別に担当者を定めた場合に算定させていただきます。
初期加算	入居日より起算し、30日以内で算定させていただきます。
退所時相談援助加算	事業所より在宅復帰した場合に1回のみ算定させていただきます。
看取り介護加算	事業所にてお看取りをさせていただいた場合に算定させていただきます。
処遇改善加算 I	介護職員の処遇の改善を図るために月額で算定させていただきます。

株式会社ほのぼの
認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

(3) 次に掲げる項目については、介護サービス費とは別に料金をお支払いいただきます。

項 目	金 額	備 考	
敷 金 (入居時のみ)	100,000 円	解約時に契約居室内の現状復帰作業費、その他未払いの費用を差し引いた額を全額返還します。	
家 賃 (月額)	93,000 円	月途中のご入居については日割り計算となります。	
管理費 (月額)	4,000 円	月途中のご入居については日割り計算となります。	
水光熱費 (月額)	右記参照 (前年実績 15000 円)	水光熱費は前年 1 年間の実績額を 12 ヶ月で除し、さらに 18 室で除した額を 1 月あたりの水光熱費として徴収させていただきます。なお、月途中のご入居については日割り計算となります。	
食 費 (実費)	朝食	250 円	左記の料金は通常時の食事代となります。イベント時や外食レク、調理レクの場合は実際にかかった食材費を徴収させていただきます。なお、食材費の徴収については後述するお預り金から徴収させていただくことがあります。
	昼食	400 円	
	おやつ	150 円	
	夕食	500 円	

(4) その他必要となる諸費用

上記以外に医療費・薬剤費・おむつ代・理美容代・嗜好品・個人的に必要な消耗品などの実費が必要となります。

(5) 利用料金のお支払いは以下の方法にて毎月 15 日までをお願いいたします。

振込方式	振込先金融機関名：関西みらい銀行 西宮支店 預 金 　　　　　　　： 普 通 口座番号 　　　　　： 1 0 4 0 7 0 8 口座名義人 　　　　　： 株式会社ほのぼの 振込手数料負担者：利用者負担
口座自動振替方式	ゆうちょ銀行 (毎月 15 日。15 日が休業日の場合は翌営業日)

(6) 留意事項

- ① 1 ヶ月に満たない期間の家賃・管理費・水光熱費は、1 ヶ月を 30 日として日割算した額とします。
- ② 家賃・管理費につきましては当月分払いとなります。その他の費用については月末で締め、翌月 5 日から 10 日の間に家賃・管理費とともに実費分をご請求させていただきます。
- ③ 月々のお支払いは毎月 15 日までをお願い致します。
- ④ 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合、土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により家賃などが不相当となった場合に、協議の上で家賃または管理費を改定することができます。また家賃については、近傍同種の建物の賃料と比較して家賃が不相当となった場合、協議の上で家賃を改定することができます。その場合、事前に文書により同意を得ることとします。

株式会社ほのぼの
認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

- ⑤ 利用者は本契約が終了するまでの間、敷金を家賃や管理費その他の責務と相殺することはできません。
- ⑥ 事業者は、本契約が終了した場合は、遅滞なく敷金の全額を無利息で利用者に返却します。ただし契約終了の際に、家賃など利用料金の滞納、原状回復費の未払いその他本契約から生じる利用者の責務の不履行が存在する場合は、当該責務の額を敷金から差し引くことができます。その際は敷金から差し引く責務の額の内訳を、利用者へ明示させていただきます。
- ⑦ 入院期間中は、家賃・管理費のご請求をさせていただきます。その他の費用については実費分のご請求となります。
- ⑧ 介護サービス費が法定代理受領サービスに該当しない場合は、全額をお支払いいただくこととなります。その場合、後日市町村窓口にて申請いただければ介護サービス費の9割若しくは8、7割が払い戻されます。その際に必要な「サービス提供証明書」を発行いたします。